

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平 成 28年 3月 22日 消 防 庁

「石油コンビナート等防災本部の訓練マニュアル」等の公表

消防庁では、石油コンビナート等における総合的な防災体制の充実強化について検討を行う「石油コンビナート等防災体制検討会」を開催し、防災本部の機能強化のための訓練のあり方について検討を行いました。

検討の結果、「石油コンビナート等防災本部の訓練マニュアル」を作成しましたので、当該検討会報告書とともに公表します。

【概要】

石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)においては、政令で定める83の特別防災区域が所在する32道府県に石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)が置かれています。

防災本部は、都道府県知事を本部長とし、海上保安庁等の国の地方機関、陸上自衛隊、都道府県警察、市町村、消防本部、特定事業者等で構成され、石油コンビナート等における災害時の一元的な連絡調整等を行うこととされています。

災害時に関係機関が情報を共有しながら連携して対応し、住民等への情報伝達等を 適時・適切に行うためには、防災本部が災害を想定した訓練を行っておく必要があり ます。

こうしたことを踏まえ、消防庁では、石油コンビナート等における総合的な防災体制の充実強化について検討を行う「石油コンビナート等防災体制検討会(以下「検討会」という。)」を開催し、防災本部の機能強化のための訓練のあり方について検討を行い、このたび「石油コンビナート等防災本部の訓練マニュアル(以下「訓練マニュアル」という。)」を作成しましたので、検討会報告書とともに公表します。

なお、本日付で、消防庁から関係道府県に対して、訓練マニュアルを活用して防災本部の訓練を実施するよう要請する通知を発出しました。

【別添資料】

検討会及び訓練マニュアルの概要は、別添のとおりです。

※ 「訓練マニュアル」及び 「検討会報告書」全文については、消防庁ホームページ (www.fdma.go,jp)に掲載します。



く問い合わせ先>

消防庁特殊災害室 担当: 宮崎、大川 TEL 03-5253-7528 / FAX 03-5253-7538

石油コンビナート等防災体制検討会(概要)

別添 FDMA

検討会の目的

石油コンビナート等防災本部が実施している防災訓練の現状を把握し、防災本部の主な役割である災害時における関係機関の情報共有、関係機関の連携、住民等への情報伝達の充実強化等を図ることを目的とした、石油コンビナート等防災本部の機能強化のための訓練のあり方について検討することとする。

検討会の経過

第1回検討会 平成27年 7月23日 第2回検討会 平成27年12月15日 第3回検討会 平成28年 3月8日

検討会委員(平成27年度)

東京理科大学大学院 国際火災科学研究科 教授 (座 長) 小林 恭一 (座長代理) 佐藤 愼司 東京大学大学院 工学系研究科 教授 (委 員) 生稲 芳博 千葉県 防災危機管理部 消防課 課長 今木 電気事業連合会 工務部 副部長 奥村 俊雄 四日市市消防本部 予防保安課 課長 遠原 直樹 (一社)日本鉄鋼連盟 防災委員会 委員長 加藤 幸一 石油連盟 環境安全委員会 安全専門委員会 消防・防災部会長 小林 愛知県防災局 消防保安課 消防保安課長 杉山 危険物保安技術協会 業務部 業務課長 高橋 俊勝 川崎市消防局 予防部 危険物課長 武部 一社) 日本ガス協会 技術部 製造技術グループマネジャー 塚目 孝裕 消防庁消防研究センター 技術研究部 特殊災害研究室 室長 鶴岡 石油化学工業協会 保安·衛生委員会 消防防災専門委員長 中原 訓史 堺市消防局 予防部 危険物保安課 課長 橋本 智德 大分県 生活環境部 消防保安室長 穂積 克宏 神奈川県 安全防災局 安全防災部 工業保安課長 横田 通彦 (独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石油備蓄部環境安全課 担当調査役 構山 達伸 和歌山県 総務部 危機管理局 危機管理・消防課長

検討項目

(オブザーバー)

- (1) 石油コンビナート等防災本部が実施する防災訓練の現状
- (2) 標準災害シナリオの追加

(略)

- (3) 防災本部の機能強化のための訓練のあり方の検討
- (4) 訓練マニュアルの作成

石油コンビナート等防災本部の訓練マニュアル(概要)



I 防災本部の訓練

1 防災本部の役割

防災本部は、災害の発生、拡大を防止し、災害の復旧を図る事務を担うこととされ、災害発生時には、情報の収集、伝達、連絡調整等を行い、関係機関が一体となって総合的かつ計画的に必要な措置を実施することとされている。

2 訓練の目的

防災本部の訓練の目的は、防災本部に求められる機能が、災害時に適切に発揮できるかを確認することである。 災害発生時に防災本部に求められる機能は、情報の収集・伝達・共有、災害時における状況把握、事態の進展の予想、必要な対応の 判断・連絡調整等である。

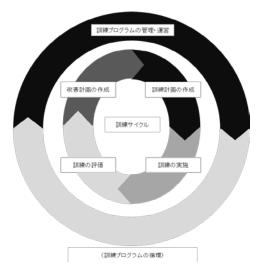
3 訓練の形式(例)

災害が発生したと仮定し、関係機関の職員が集合する等により、防災本部の機能を立ち上げ、時間の経過とともに訓練シナリオに沿って付与される状況に対して判断・行動を行うものであり、防災本部の機能に限定した実動訓練である。

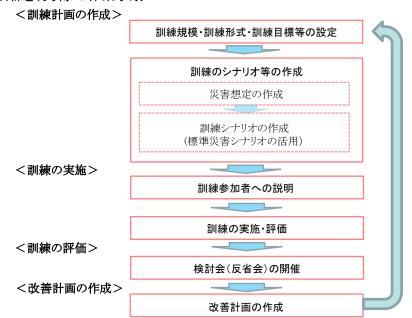
4 訓練の全体像

(1) 基本的な考え方

訓練は、①訓練計画の作成、②訓練の実施、③訓練の評価、④改善計画の作成といった一連の作業から成り立っており、この一連の作業を循環させ、段階的に複雑・高度な事案に対応できるよう訓練を重ねることが望ましい。



(2) 訓練を行う際の作業手順



FDMA 住民とともに

1 標準災害シナリオの概要

- 防災本部が訓練に必要となる訓練シナリオを作成する際に参照することを念頭に、実際の災害事例を参考に作成
- 災害発生から事案終了までの災害進展状況や防災活動等を「災害状況等の推移」として整理
- ・ 「関係機関」・「関係機関の活動内容」の欄において関係機関が対応すべき活動内容を個別に記載
- ・「道府県(防災本部)の留意事項(評価の視点)」の欄において道府県が対応をする際に留意すべき点等を詳細に整理

地震に起因する一般的な標準災害シナリオ(平成23年東日本大震災を参考にした想定:抜粋)

時間	災害状況等の推移	関係機関	関係機関の活動内容	道府県(防災本部)の留意事項(評価の視点)
1日目				
	地震発生 (震度6強)	特定事業所	・施設等の緊急停止措置・災害拡大防止上必要な施設の手動停止操作・人員及び施設等の被害状況を確認、点検・被害状況、点検結果等を公設消防機関に報告	 ・地震発生後、速やかに防災本部として機能を発揮できる体制としているか。 →地震に起因する石油コンビナート災害の場合、災害の態様は複合的なものとなっており、防災本部の機能は、災害対策基本法に基づく道府県災害対策本部の一部に位置づけられることが考えられる。 ・災害対応可能な体制とした旨を各関係機関に伝達しているか。
		公設消防機関	・発災事業所からの報告内容を防災本部、市等に伝達	・図面、資料、ホワイトボード等防災本部の運営に必要な資機材を準備しているか。 ・無線、電話等の関係機関等との連絡を取るための手段を確保しているか。 ・各関係機関等との連絡調整、災害の記録等の担当者を指名しているか。 ・石油コンビナートに係る災害の状況を集約できる体制になっているか。
		道府県 (防災本部)	・防災本部の体制整備・防災本部要員の参集要請・情報収集及び記録を開始・現地防災本部の設置準備	→災害の状況、今後の進展等を可能な限り正確に把握することにより、必要な資源や防災本部要員の参集等を適切に判断することが可能となる。 ・防災本部要員の早期参集を関係機関に要請しているか。 ・上空からの情報を得るため、防災へリコプターの出動を指示しているか。 ・今後の災害の進展を考慮し、現地防災本部の設置準備を行っているか。

2 標準災害シナリオの内容とポイント

	内容	ポイント			
1 地震に起因する一般的な標準災害 シナリオ(平成23年東日本大震災を 参考にした想定)	地震発生後に大津波警報が発表された。警報解除後の点検で重油の 漏えいを発見し、防除活動を実施した。その後余震が発生し、浮き屋根 式屋外貯蔵タンクにおいて火災が発生、全面火災まで進展したため大 容量泡放射システムを活用した消火活動等を実施した。	地震発生後直ちに大津波警報が発生、長時間の警報後に 流出した危険物の対応や屋外貯蔵タンクの消火を行う内 容となっており、 地震における標準的な災害のシナリオ			
2 地震に起因し複数の火災現場に対 応する標準災害シナリオ(昭和39年 新潟地震を参考にした想定)	地震発生後に大津波警報が発表された。津波襲来中に、浮き屋根式 屋外貯蔵タンクにおいて火災が発生。この火災とは別の場所でナフサ が大量漏えいし、津波による拡散後に火災へと進展した。消火活動は 警報解除後に近隣地域への影響の大きい方を優先して実施した。	火災の発生場所がほぼ同時に2箇所となった場合に、 限られた消防力の基で優先順位をつけて活動する必要がある シナリオ			
3 地震に起因し2セットの大容量泡放射システムが必要となる標準災害シナリオ(平成15年十勝沖地震を参考にした想定)	地震により浮屋根式屋外貯蔵タンクにおいて火災が発生し、全面火災へ進展した。さらに、別の浮屋根式屋外貯蔵タンクでも火災が発生し、全面火災へ進展した。同時に2基のタンクが火災となったことから、大容量泡放射システム2システムを活用した消火活動を実施した。	2基の特定屋外貯蔵タンクの火災が発生し、管轄ブロック だけでなく他のブロックからも大容量泡放射システムを要請 する必要がある場合のシナリオ			
4 事業所単独での標準災害シナリオ	製造プラントにおいて爆発火災が発生し、従業員に受傷者が発生した。 また、臭気等も発生したため、近隣住民の屋内退避の実施を決定した。 さらに、危険物の海上流出もあったため、防除活動を実施した。防除活動完了に再度爆発が発生したため、消火活動を実施した。	製造プラントが起因するシナリオであり、 化学工場での事故 における標準的な災害のシナリオ			

※ 大容量泡放射システムは、浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面が火災で覆われる(全面火災)事態に至った場合に消火する装置であり、大型化学消防車の約10倍の約30,000ℓ/分の放水ができる能力があり、全国に12ブロックに同システムが配置されている。